「約款」変更のお知らせ

「対象となる所定の感染症」に関する記載内容につきまして、本文書のとおり、一部を変更させていただきます。 誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり・約款」とともに保管くださいますようお願いいたします。

対象約款

変更箇所

「対象となる所定の感染症」に新型コロナウイルス感染症の対応を追記します(波線部分が変更箇所になります)。

2020年4月版

対象となる所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

	分類項目	基本分類 コード
1.	コレラ	A00
2.	腸チフス	A01. 0
3.	パラチフスA	A01. 1
4.	細菌性赤痢	A03
5.	腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
6.	ペスト	A20
7.	ジフテリア	A36
8.	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9.	ラッサ熱	A96. 2
10.	クリミヤ・コンゴ <crimean-< td=""><td>A98. 0</td></crimean-<>	A98. 0
	Congo >出血熱	A90. 0
11.	マールブルグ< Marburg >ウ	A98. 3
	イルス病	A00. 0
12.	エボラく Ebola >ウイルス病	A98. 4
13.	痘瘡	B03
14.	重症急性呼吸器症候群 [SARS]	
	(ただし、病原体がコロナウ	U04
	イルス属SARS コロナウイル	
	スであるものに限ります。)	

〔該当注記なし〕

2022年4月版

対象となる所定の感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第 35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容 については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害お よび死因統計分類提要ICD-10 (2013年版) 準拠」によるもの とします。

	分類項目	基本分類 コード
1.	コレラ	A00
2.	腸チフス	A01.0
3.	パラチフスA	A01. 1
4.	細菌性赤痢	A03
5.	腸管出血性大腸菌感染症	A04. 3
6.	ペスト	A20
7.	ジフテリア	A36
8.	急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9.	ラッサ熱	A96. 2
10.	クリミヤ・コンゴ <crimean- Congo >出血熱</crimean- 	A98. 0
11.	マールブルグ< Marburg >ウ イルス病	A98. 3
12.	エボラ< Ebola >ウイルス病	A98. 4
13.	痘瘡	B03
14.	重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイ ルス属SARS コロナウイルスで あるものに限ります。)	UO4

(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)であるものに限ります。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項、第3項、第4項、第7項第3号または第8項の感染性の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、上記の対象となる所定の感染症に含めます。